

## 大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第 1 私立学校の設置認可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 名称</p> <p>(1) 私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、<u>既存の高等学校又は中等教育学校のものと同</u> <u>一又は紛らわしいものでないこと。</u></p> <p>(2) <u>学科等に付する名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれ</u> <u>があるなど、教育内容について誤解を与えないものであること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 規模</p>	<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第 1 私立学校の設置認可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 名称</p> <p>私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、<u>かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものである</u> <u>こと。</u></p> <p>(新)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 規模</p>

(1) 私立学校の収容定員は、実施校並びに分校、協力校、技能教育施設及びその他の学校又は施設ごとの収容定員の合計とする。

(2) 施設の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、設置される都道府県の生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮し、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。

(3) 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、面接指導等実施施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。

(4) 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

## 5 教職員数

(1) 教諭等は、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、施設ごとに通信規程第5条第1項に掲げる数以上とする。なお、端数を生じた場合は切り上げるものとする。ただし、この数は、教育を行うために必要な最低の基準であり、生徒一人ひとりに寄り添った支援を行う体制を整えること。

(2) 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。

(3) 事務職員の数は、施設ごとに別表に定める数以上とすること。

(4) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育

(1) 私立学校の収容定員は、次の施設ごとの収容定員の合計とする。ただし、協力校の収容定員は当該私立学校に係る定員とする。

ア 実施校（通信規程第3条に規定する実施校で、本校及び分校をいう。）

イ 協力校（通信規程第3条に規定する協力校をいう。）

(2) 施設の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、設置される都道府県の生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であること。

（新）

（新）

## 5 教職員数

(1) 教諭等は、各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、施設ごとに別表1に定める数以上とする。

（新）

(2) 事務職員の数は、施設ごとに別表2に定める数以上とする。

（新）

上支障がないものとする。

- (5) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

## 6 施設及び設備等

- (1) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法（昭和33年法律第56号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）、その他の学校又は施設とすることができる。

(削除)

- (2) 実施校の校舎には、通信規程第9条第1項の各号に掲げる施設及び第10条の設備を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

なお、独立校の校舎面積は、1200平方メートル以上とすること。

- (3) 実施校及び分校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと（建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。）。
- (4) (3)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及

(新)

## 6 施設及び設備等

- (1) 通信教育の用に供する施設は、次に掲げるものとする。

ア 実施校

イ 協力校

ウ 指定技能教育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に規定する施設をいう。)

- (2) 面接指導又は試験を行う施設は、(1)アからウまでに掲げる施設とする。ただし、単位の修得の認定を行わず単に生徒への学習面や生活面での支援等を行う施設については、この限りでない。

- (3) 実施校の校舎には、通信規程第9条第1項の各号に掲げる施設及び第10条の設備を備え、独立校の校舎面積は、1200平方メートル以上とすること。ただし、教育上支障がない場合は、収容定員が240人未満の分校の面積について次によることができる。

定員120人以下 600平方メートル

定員121人以上240人未満 600平方メートル+5×

(定員-120人)

- (4) 実施校は、(追加)他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと（建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。）。
- (5) (4)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及

び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。

ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等であること。

イ 共用する校舎が、当該学校の同一敷地内にあること。

ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、当該学校は階全体を占有すること。

エ 校舎の面積は、当該学校及び共用する学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること。

(削除)

(削除)

(5) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。

(6) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。

(7) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。

(8) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、第1の3(1)および6(5)、(7)の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。

また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、

び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。

ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等であること。

イ 共用する校舎が、当該学校の同一敷地内にあること。

ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、当該学校は階全体を占有すること。

エ 校舎の面積は、当該学校及び共用する学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること

(6) 分校では、本校に準じ、一元的に教育が行われること。

(7) 協力校及び指定技能教育施設においては、実施校との協力・連携関係を十分に保ち、生徒の修学に支障のないように努めること。

(新)

(新)

(新)

(新)

当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参照して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。

(9) 面接指導等実施施設において、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。

(10) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。

(11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

(12) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

(13) 校舎は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。

## 7 資産等

(1) 実施校及び分校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。

ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。

(新)

(新)

(新)

(新)

(8) 校舎は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。

## 7 資産等

(1) 実施校（追加）における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。

ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。

る。

ア 20 年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20 年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20 年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(2) 実施校及び分校の校舎は、建物全体を占有すること。ただし、国又は地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設と複合する場合についてはこの限りでない。

(3)-(4) (略)

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。

(6) -(11) (略)

## 8 通信教育の方法等に関すること

(1) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）等に基づき、適切に実施すること。

(2) 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。

ア 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

イ 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

ウ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り

ア 20 年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20 年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20 年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(2) 実施校（追加）の校舎は、建物全体を占有すること。ただし、国又は地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設と複合する場合についてはこの限りでない。

(3)-(4) (略)

(5) 設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。

ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(6) -(11) (略)

(新)

入れること。

エ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

カ 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、通信規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。

キ 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって通信規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

## 9 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人の

## 8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人

寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。

- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

## 10 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

## 11 広域の課程

新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。

## 第2 課程の設置認可

第1の3から10（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

の寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。

- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

## 9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

## 10 広域の課程

新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。

## 第2 課程の設置認可

第1の3から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合「私立学校」は「課程」と読み替える。



### 第3 学科の設置認可

第1の4から10まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

### 第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

#### 1 (略)

#### 2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から10まで（7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から10までの規定は準用しない。

### 第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可

#### 1 (略)

#### 2 通信教育を行う区域

(1) 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。

(2) 大阪府の設置認可を受けた既設の通信制高等学校について当該学校が適正に運営されていると認められる場合において、当該学校に係る定員充足の状況、十分な教育内容及び学校経営の安定性・継続性等を踏まえて教育上支障がないことが確実と認められるときは、当該学校の開設か

### 第3 学科の設置認可

第1の4から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

### 第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

#### 1 (略)

#### 2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで（7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

### 第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可

#### 1 (略)

#### 2 通信教育を行う区域

(新)

(1) 大阪府の設置認可を受けた既設の通信制高等学校について当該学校が適正に運営されていると認められる場合において、当該学校に係る定員充足の状況、十分な教育内容及び学校経営の安定性・継続性等を踏まえて教育上支障がないことが確実と認められるときは、当該学校の開設か

から3年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとする。

(3) 通信教育を行う区域は、当該区域の属する都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定されたものであること。

(4) 通信教育を行う区域を拡大する場合は、第1の9及び10の規定を準用する。

### 3 分校の設置

第1の3から10までの規定を準用する。この場合、第1の7については、「私立学校」は「分校」と読み替える。

### 4 協力校の設置

第1の4、5、6(2)、(3)、(4)、(7)は除く、8、9及び10の規定を準用する。

### 5 指定技能教育施設との連携

第1の4、5、6(2)、(3)、(4)、(7)は除く、8、9及び10の規定を準用する。

### 6 その他の学校又は施設を利用した面接指導等実施施設の設置

第1の4、5、6(2)、(3)、(4)、(7)は除く、8、9及び10の規定を準用する。

### 7 学習等支援施設の設置

第1の6(6)、(7)、(8)、(10)から(13)、9及び10の規定を準用する。

### 8 その他

ら3年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとする。

(2) 通信教育を行う区域は、当該区域の属する都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定されたものであること。

(3) 通信教育を行う区域を拡大する場合は、第1の8及び9の規定を準用する。

### 3 分校の設置

第1の3から9までの規定を準用する。この場合、第1の7については、「私立学校」は「分校」と読み替える。

### 4 協力校の設置

第1の4、5、6(7)、8及び9の規定を準用する。

### 5 指定技能教育施設との連携

第1の6(7)、8及び9の規定を準用する。

(新)

(新)

### 6 その他

その他の事項について、学則の変更を行う場合、大阪府内の高等学校に関する諸状況等への配慮が図られており、かつ、教育上支障がないと認められること。

- 第6 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)

- 1 この基準は、令和6年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

(削除)

その他の事項について、学則の変更を行う場合、大阪府内の高等学校に関する諸状況等への配慮が図られており、かつ、教育上支障がないと認められること。

- 第6 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)
- 附則 (略)

別表 1

教員数

定 員	人 数
240 人以下	5
241～1200	$(\text{定員} - 240) \div 100 + 5$
1201～5000	$(\text{定員} - 1200) \div 150 + 14$

別表

事務職員数

定員	人数
240 人以下	2
241 人～5000 人	$(\text{定員}-240) \div 400 + 2$
5001 人以上	14 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表において、端数を生じた場合は切り上げるものとする。

別表の「定員」とは、学則上の定員をいう。

5001 以上

40 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表 2

事務職員数

定員	人数
240 人以下	2
241～5000	$(\text{定員}-240) \div 400 + 2$
5001 以上	14 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表 1 及び 2 において、1 未満の端数を生じた場合は、小数点以下第 1 位の数字が 1 以上であるときは 1 に切り上げ、0 であるときは切り捨てるものとする。

別表 1 及び 2 の「定員」とは、学則上の定員をいう。